

市民参加実施予定シート

予 定
平成29年4月1日時点

担当課(上下水道局経営業務課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	特別給水契約制度(大口使用者への個別需給給水契約)に伴う上水道料金の一部改正	市が考える市民等への影響	(メリット) ・適用対象水量を上回れば水道水使用料が明らかに低減される。 (水道水利用者の地下水へ移行を抑制し、また、地下の利用を検討している事業者が、水道水を利用してもらうことにより、水道事業の安定経営を行うことができる。)
名称	流山市給水条例の一部改正		(デメリット) ・適用対象水量を下回った場合でも規定の使用料を支払うことになるため、契約者が不利益を被る場合がある。
概要	特別給水契約制度を新たに設定し、年間6,000m ³ を超えて使用又は使用が明らかな契約者に対し、500m ³ を超える従量料金を税抜き「1m ³ 当り310円」から「1m ³ 当り200円」に引き下げを行うものです。この制度によって大口使用者への水道の使用を促し、また、地下水利用専用水道設の水道への回帰を促すことで、安心安全な水道水を契約者に提供し、安定した水道経営を行うことができます。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)		実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	<input checked="" type="checkbox"/>	審議会等	平成28年10月～平成28年12月中旬に2回程度	審議委員(専門家、公募の市民等)	流山市上下水道運営審議会	審議会等 ・上下水道運営審議会は、15名の内10名が市民を代表しており、水道利用者を対象とした審議が可能であることや、5名の学識経験者からは専門的な意見を聴取することができる。 意見交換会 ・今回の改正の対象者は一般利用者とは違い、月の水道利用料が500m ³ 以上の大口利用者に限定されることから、直接対象者と意見交換会を開催することとした。
	<input type="checkbox"/>	パブリックコメント手続				
	<input checked="" type="checkbox"/>	意見交換会	平成28年12月中旬	月間使用が500m ³ を超える大口水道利用者	対象者約34件	
	<input type="checkbox"/>	公聴会				
	<input type="checkbox"/>	政策提案制度				
	<input type="checkbox"/>	その他				

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成27年度		平成28年度												平成29年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由